

今週の紙面

**下北に巨大活断層**  
 大間原発の建設再開とんでもない  
 ノーベル賞 京大・山中伸弥教授  
 iPS細胞って!?  
 欠陥オスプレイ 存続の迷  
 大津中2 いじめ 学校現場の痛恨

温暖化とイネ 最前線  
 よみがえる古田隆子  
 伊藤 淳史さん  
 「猿飛三世」で時代劇初主演

伊藤 淳史さん  
 「猿飛三世」で時代劇初主演

定価(税込)1ヵ月800円  
 (郵送は別途送料234円)1部200円  
**購読申し込み**  
 ☎03(3403)6111  
 日刊紙 月3400円(千1380円)1部120円  
 郵便振替口座 00180-6-194897  
 ©日本共産党中央委員会 2012年

扶養義務の履行について (照会)

あなたの にあたる次の方は、生活保護法による保護を申請していますが、生活保護法を適用するにあたっては、民法による扶養義務者の扶養をまず実施していただくことになっています。

つまり、扶養義務者は事情の許す限り少額でも援助しなければならない義務がありますので、次の方に対してどの程度援助できるのか、別紙により回答して下さい。

生活保護の扶養義務通知を、総社市の女性(後)委員と話す中田さん。女性に届いた通知書の表紙を



政府いつそこの義務化狙う

突然!! 扶養義務!! 通知

人ごとじゃない 生活保護

「貧困に苦しむ国民の最後の命綱」。それが生活保護制度です。いま、政府・与党や自民党などから、生活保護費の大削減をめざす動きが。その手段の一つが、親族の扶養義務の強化です。あなたにも大きなかわりが。

坂本健吾記者

「扶養義務の履行について(照会)」岡山県総社市の女性(81)は6月、こんな通知を受けました。発送者は隣の倉敷市。生活保護を同市に申請した兄の扶養を求める内容でした。

通知は冒頭から、「生活保護法を適用するにあたっては、民法による扶養義務者の扶養をまず実施していただく」「扶養義務者は事情の許す限り少額でも援助しなければならぬ」「扶養義務者がありません」と記載。月収、資産、支出状況の記入と、源泉徴収票、ローン返済予定表など証拠書類の添付を求めています。

「びっくりした」と女性。兄とは疎遠で、住所も知らなかったと言います。女性は夫を病気で亡くしたばかりで年金月数万円、賃貸住宅での一人暮らし。週4日、デイサ

「ビスに通っています」「わが家のごとくはいいで、とてもきょうだいの世話はできない」。困った女性は、地元の中田啓司さん(岡山県生活と健康を守る会連合会副会長)に相談し、「扶養できない」と回答しました。倉敷市の担当者は「文書はきついかもしいないが、問い合わせがあれば『できる範囲で』と答えています(生活福祉課)と話します。しかし、厚生労働省は9月末、生活保護見直しを検討する社会保障審議会の特別部会に、「扶養が困難と回答した扶養義務者は、理由を説明しなければならぬ」という扶養義務強化の改悪案を示しました。そのことを知った先の女性は、「で、きんですから」と涙ぐみました。

4面につづく

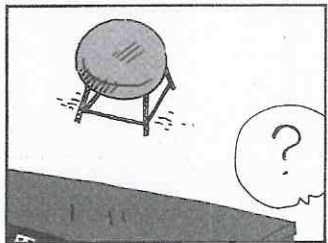
「生活保護を守れ」「扶養義務の厳格化に反対」との声が上がった首相官邸前の行動=3日



# 生活保護 扶養義務強化 これじゃ共倒れ



その431



隔週掲載

**生存権が空洞化する**

生活保護法では、扶養義務を果たすことは保護開始の条件ではありません。保護を受けた場合、扶養義務者から仕送りがあれば、その間の話し合いで決めるのが



花園大学  
社会福祉学部教授  
吉永 純さん

生活保護法では、扶養義務を果たすことは保護開始の条件ではありません。保護を受けた場合、扶養義務者から仕送りがあれば、その間の話し合いで決めるのが



生活保護制度の改悪反対を訴える、生存権裁判を支援する全国連絡会の人たち=5日、厚労省前

基本です。厚労省案のように、親族に説明義務を課すことになれば、扶養義務の履行を生活保護の要件とするに近づかざるを得ません。生活保護をさらに受けにくくするバリア（障壁）をつくることになり得ます。時代錯誤もはなはだしい。

厚労省案の狙いは、生活保護財政の引き締めにある。生活保護を増やしているのは高齢者と50歳以上の稼働層（失業者）ですが、政府の生活支援戦略では、高齢者

## 「私も生活保護水準」援助求められた女性 改悪なら貧困増える

野田内閣は、2013年度予算の概算要求組み替え基準（8月）閣議決定で、生活保護の見直しをはじめとして合理化・効率化に最大限取り組む。極力圧縮に努める」と明記しました。

先の国会で民主、自民、公明3党が強行した社会保障制度改悪推進法です。そこでは、社会保障制度の基本的な考え方を「国民の自立」と「家族相互及び国民相互の助け合い」を強調。生活保護についても、給付水準の適正化」の名の下に下げを打ち出しています。

その具現化として、扶養義務の強化（要をほじ

扶助援助を優先的に受けることが前提となっており、(石川県羽咋市) 2011年11月「厚生」は、申請者が親族から仕送りの受け入れを拒否して認定し、その分保護費を減らすという意味です。扶養がなくても保護を受けられることはできません。

小宮山洋子(厚労相)臨時も国会で次のように答弁しています。

「扶養義務者からの扶養は、保護を受ける要件、前提とはされたいませぬ。そのため、扶養義務(要)で、どうも義務者からの扶養がされな

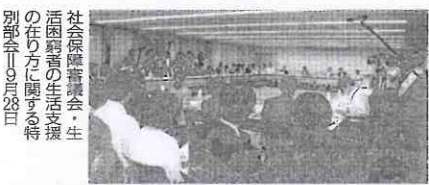
調査に回答しないと家庭裁判所に調停・審判を申し立てる可能性に言及する照会文書も、福祉事務所と扶養義務者の間で協議が調わなかったとき、家庭裁判所に申し立てる規定があります。しかし、実施要領は、「努めて当事者間における話し合いによって解決し、田舎に居住させること」としており、行政が強制的に押し付ける性格の問題ではあります。

めとした生活保護の改悪案が厚労省の審議会で検討されているのです。

「生活状況は生活保護基準と変わらなせん、扶養したくてもできません」と話すのは、福岡市の女性(55)です。母親の生活保護受給で、何度か扶養を求められました。

女性は介護ヘルパー、同居の息子はアルバイトで生活。国民健康保険税を払って納税し、低所得のため国民年金保険料の免除を受けています。

扶養義務強化する厚労省案に「これじゃ共倒れになってしまいます。親族も生活水準は低くないのに、厚労省は家庭を分かちやしません。やめてほしい。全国生活と健康を守る会(公団)事務局長の前田謙彦さんは「今でも扶養申請を理由に生活保護の申請をあきらめ、北九州市などでは死亡事件も起きています。扶養義務が強化されれば、より多くの人が共倒れ」と訴えます。



これが扶養義務強化の厚労省案

- 福祉事務所が必要と認めた場合、扶養が困難と回答した扶養義務者は理由を説明しなければならない
- 現行に加え、過去に生活保護を受給していた者と扶養義務者も調査対象にすることを明確化
- 福祉事務所の照会に対し、官公署(税務署など)の回答義務を創設
- 福祉事務所と扶養義務者の間で協議が調わなかった場合、家庭裁判所に対する調停等の積極的活用を図る

※社会保障審議会・生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会(9月28日)資料から